第１条 東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール（以下「本ルー
ル」という。）は、利益相反マネジメントの対象となる教職員の行為のうち、
第２条から第５条に規定する一定の要件（以下「要件」という。）を満たす場
合には利益相反マネジメントの対象から除外することによって、利益相反マネ
ジメントを効率的に行うことを目的とする。ただし、要件を満たしていても複
数の該当行為が併行して行われる等特段の事情がある場合は、別途利益相反マ
ネジメントの対象として検討する場合がある。

第２条 東京大学における教育又は研究の成果を発表する著作及び講演等の活動は、利
益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなす。

第３条 次の教職員の行為は、利益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなす。
ただし、東京大学の教育又は研究活動の一環と認められない場合、当該行為に
携わった時間が相当と認められない場合、又は当該行為から得た報酬等の利益
の額が相当と認められない場合は、この限りでない。
 一 学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関
係がある団体の運営に関わる活動
 二 教育又は研究を奨励するための活動
三 国又は地方公共団体の審議会又はこれに準ずる委員会等における活動

第４条 東京大学民間等共同研究取扱規則（以下「共同研究取扱規則」という。）又は
東京大学受託研究取扱規則（以下「受託研究取扱規則」という。）に従い受入
れ決定のなされた研究（以下「共同研究等」という。）は、利益相反マネジメ
ントの対象行為に該当しないとみなす。ただし、共同研究等の相手方又はその
親会社、子会社等の関連会社が次に掲げる企業等である場合であって、①当該
事実が共同研究等の受入れ決定に係る審査の際に部局長及び審査機関に開示
されていなかったとき、②当該事実が共同研究取扱規則第４条第４項、第１２
条及び第１３条並びに受託研究取扱規則第４条第３項、第１１条及び第１２条
に定める通知・報告・公表事項に含まれていなかったとき、又は③当該事実が
利益相反マネジメント委員会に報告されていなかったときは、この限りでない。

一 教職員又はその２親等内の親族が取締役、執行役、その他理事者を務める企
業等
二 教職員又はその２親等内の親族が発行済株式総数の５％以上の株式（新株予
約権を含む。）を有する株式会社
三 教職員又はその２親等内の親族が総社員の持分の５％以上の持分を有する
持分会社等の企業等
２ 前項に定める共同研究等の相手方企業等への学生の派遣は、利益相反マネジメ
ントの対象行為に該当しないとみなす。ただし、教育目的に反する場合はこの
限りでない。

第５条 東京大学教職員兼業規程に従い兼業を認められた活動であって、当該活動に従
事した時間及び当該活動より得た収入が、各部局が定める利益相反ガイドライ
ンに定める基準を超えない場合は、利益相反マネジメントの対象行為に該当し
ないと推定する。

附 則
 本ルールは、令和２年４月１日から施行する。